

変更箇所一覧

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

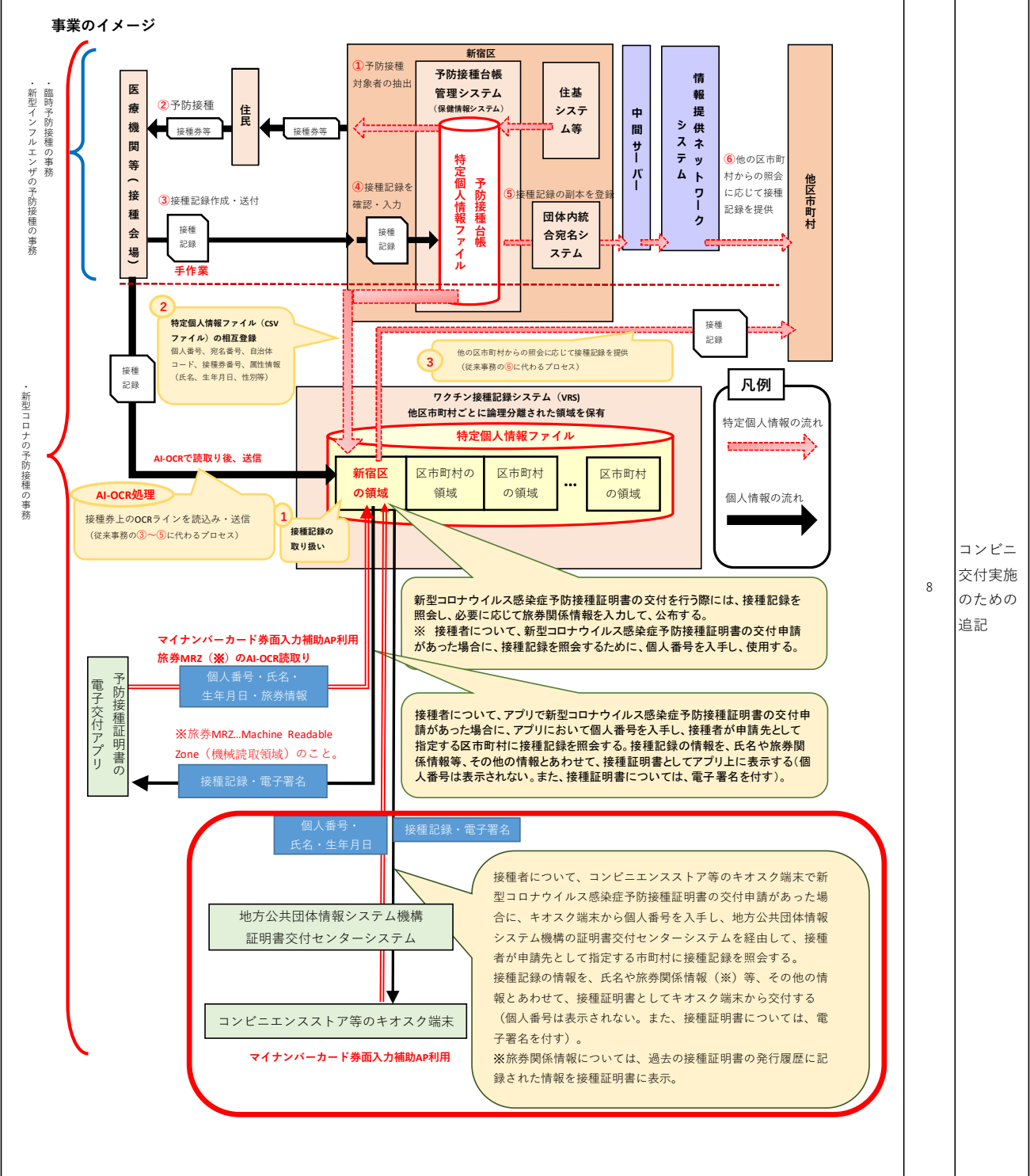
I 基本情報

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム5			
①システムの名称	ワクチン接種記録システム (VRS)		6 コンビニ交付 実施のための 追記
②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()		

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

Ⅰ 基本情報

事務の内容



コンビニ
交付実施
のための
追記

変更箇所一覧

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

3. 特定個人情報の入手・使用			
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（書電子交付機能を含む。）、 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム 、サービス検索・電子申請機能） <input type="checkbox"/> その他	12	コンビニ交付実施のための追記
③入手の時期・頻度	○住民基本情報 （入手元） 地域振興部戸籍住民課 （入手頻度・時期） 庁内連携システムから日次連携 ○生活保護情報 （入手元） 福祉部生活福祉課 （入手頻度・時期） 庁内連携システムから月次連携 ○接種記録 （入手元） 接種を行った医療機関又は本人等（紙） （入手頻度・時期） 医療機関の場合は月1回、本人等の場合は随時 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） （入手元） 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 （入手頻度・時期） ・ 他 市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度 ○予防接種による健康被害救済の申請 （入手元） 接種を行った本人等（紙） （入手頻度・時期） 随時	12	一括照会機能の運用追加による追記

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>○住民基本情報 法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うため、庁内連携システムを使用して入手している。</p> <p>○生活保護情報： 生活保護情報については、接種費用の徴収の有無について確認するため、庁内連携システムを使用して入手している。</p> <p>○接種記録： 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手している。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号) ・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 <p>○予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に基づいて入手している。</p>	<p>12</p>	<p>一括照会機能の運用追加による追記</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムの場合は、番号法第19条8号および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている（予防接種法施行令第6条の2）。 ・VRSの場合は、接種者本人からの同意を得て入手する。また、接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記されている。 	<p>12</p>	<p>コンビニ交付実施のための追記</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各届出、申請を受付するにあたって、書類の内容に不備のないことを確認するため、本特定個人情報ファイルの内容を参照する。 区の窓口で受付した各届出、申請内容について、予防接種に関する過去の接種履歴として、登録・管理する。 接種履歴は、各届出、申請を受付時に書類の記載等の不備がないことを確認するために参照する。 予診票等の発行等に際し、予防接種情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS）では、当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。また、当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	13	一括照会機能の運用追加による追記
<p>情報の突合 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 事務を正確かつ効率的に行うために、内部コード（住民番号）を突合キーとして、庁内連携システムから連携される4情報及び生活保護受給情報と、本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（VRS） 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、<u>他</u>市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

<p>委託事項3</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>		
<p>①委託内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>		
<p>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</p>	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	14、15	コンビニ交付実施のための追記
<p>その妥当性</p>	<p>ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。</p>		
<p>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</p>	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 （LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、<u>コンビニ交付関連機能</u>）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</p>		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><新宿区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 <p><申請書等の紙媒体について></p> <p>事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームについて></p> <p>入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u></p> <p><u>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</u></p>	<p>17</p>	<p>コンビニ交付実施のための追記</p>
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------------------

変更箇所一覧

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		
<p>●予防接種情報ファイル</p> <p>(1) 住民情報 住民番号、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、異動届出年月日、区民年月日、住定年月日、住民区分、消除フラグ、住所、世帯番号、世帯主名、特定個人番号</p> <p>(2) 生活保護情報 生保該当最終確認年月日、生保廃止年月日</p> <p>(3) 予防接種情報 <新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種> 接種コード、接種回数、接種・予診日、更新情報 ユーザーコード、更新年月日(西暦)、更新時間、年度、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、対象外判定、接種判定、請求日(月)、実施医療機関、接種券番号、接種会場、問診医、接種医、所属、Lot.No(ワクチンの製品番号)、接種量、医師所見、自治体コード、特記事項、予診フラグ、実施区分、医師の判断、</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目(VRS)> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施) 接種回(1回目/2回目/<u>3回目</u>/<u>4回目</u>)、接種日、ワクチンメーカー、Lot.No(ワクチンの製品番号)、旅券番号、ワクチン種類(※) 製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	18	一括照会機能の運用追加による追記

変更箇所一覧

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p><新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口における情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・庁内連携による住民情報の入手については、各システム間で使用している共通KEY（住民番号）により対象者以外の情報が入手できない仕組みとなっている。 ・予防接種を実施する委託医療機関において本人確認を行うことにより、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置(VRS)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・<u>他</u>市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町へ提供するために、<u>他</u>市区町村から個人番号を入手するが、その際は、<u>他</u>市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</u> 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 	<p>19</p> <p>コンビニ交付実施のための追記及び一括照会機能の運用追加による追記</p>
<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。 ・契約医療機関等から提出された予防接種票等の情報を保健情報システムに入力する場合、システムで定められた項目以外の登録はできない仕組みとなっている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</u> 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	<p>19</p> <p>コンビニ交付実施のための追記</p>

リスク 2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種票に個人情報の使用目的を明記し、対象者に対し口頭または案内文等で利用目的・方法を説明する。 ・委託業務については委託先との契約により、委託業者が根拠法令等の規定に基づき正当な情報取扱いを実施するよう指導する。 ・「保健予防情報セキュリティ実施手順」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・保健情報システムを利用するには、個人ごとに設定されたID・パスワード・生体（顔）による認証が必要であり、操作権限を付与された職員のみ、システムの利用が可能である。 ・ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、不適切な入力・更新を抑止している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置（VRS）></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u></p> <p><u>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</u></p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	20	コンビニ交付実施のための追記
リスク 3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区民の住民情報は、庁内連携システムとの連携処理（バッチ処理）にて取得するため、既に本人確認は行われている。 ・窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カード（※）の提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ※ 通知カードを使用してマイナンバーの確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証や旅券等の本人確認書類を必要とする。 ・医療機関や集団接種会場、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種票に記載された特定個人情報に基づき、保健情報システムで突合、確認を行う。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、<u>コンビニ交付</u>)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	20	コンビニ交付実施のための追記

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。 ・入手した情報の入力・削除及び訂正を行う際に、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ・窓口において予診票等を発行する場合は、その場で本人等に記載内容を確認してもらうことで正確性を確保している。 ・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を確保する。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>【「自動入力機能」（令和3年9月1日目途）実装前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。 <p>【「自動入力機能」（令和3年9月1日目途）実装後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、<u>コンビニ交付</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSは<u>証明書交付センターシステム</u>において真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 	<p>21</p>	<p>コンビニ交付実施のための追記</p>
<p>リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>			
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく臨時接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健情報システムは、インターネットに接続されていない閉鎖的な庁内イントラネットシステムにあり、外部システムとは接続されていないため、ネットワークを通じての情報漏えいは無い。 ・予防接種情報の提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・電子媒体を使用する場合は、保健情報システムへの入力完了後すぐに電子媒体内のデータを消去することで、情報の漏えいを防止している。 ・紙媒体による入手の場合は、保健情報システムへの入力完了後、鍵の掛かる書庫またはキャビネット等に保管している。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的を実施して保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u></p> <p><u>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</u></p> <p><u>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u></p> <p><u>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</u></p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 	<p>21</p>	<p>コンビニ交付実施のための追記</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	<p>契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、プライバシーマーク使用許諾証等の確認をしている。</p> <p>その他、当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の国際規格の認証取得情報 <p>また、VRSにおいては、当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとしている。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	24	コンビニ交付実施のための追記
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置(VRS)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供 <p>当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	27	一括照会機能の運用追加による追記
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置(VRS)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 <p>当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	27	一括照会機能の運用追加による追記
特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<VRSにおける措置>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	27	一括照会機能の運用追加による追記

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

<p>⑥技術的対策</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	<p>32</p>	<p>コンビニ 交付実施 のための 追記</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p><新宿区における措置> ・新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。 ・個々の職員のITモラルと情報セキュリティ意識の底上げを図り、当区におけるウイルス感染・不正侵入・情報漏えい等のリスクを低減することを目的に、研修の実施や不審メール受信時対応訓練等を行っている。</p> <p><VRSにおける措置> VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知 ・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u> ・<u>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</u> ・<u>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</u> <u>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u></p> <p><サービス検索・電子申請機能> ・LGWAN 接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>		